



答 申 第 1 5 号
平成10年2月26日

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県公文書公開審査会
会長代理 藤 川 浄 之

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成8年8月26日付け環保一525で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

秋田県公害対策審議会（現秋田県環境審議会）大王製紙（株）秋田工場の公害対策に関する部会の会議録の非公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第25号）

答 申

第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）は、環境保全課の平成5年2月12日から平成8年4月26日までに開催された秋田県公害対策審議会（平成6年8月1日からは秋田県環境審議会。以下「審議会」という。）大王製紙（株）秋田工場の公害対策に関する部会（以下「部会」という。）の会議録（当該部会に提出された資料等を含む。詳細は別紙1のとおり。以下「本件公文書」という。）については、別紙1の次の部分を除き公開することが妥当である。

- 1 No. 2のすべて、No. 28のすべて、No. 40のすべて、No. 52のすべて、No. 56のすべて及びNo. 71のすべて
- 2 No. 7のうち「要望した者の職・氏名」
- 3 No. 31のすべて、No. 33及び No. 43のうち「9. 原料・燃料の入荷量」から「11. 原料燃料他購入金額」までの部分、No. 35のすべて、No. 45のすべて、No. 49のうち「臭気対策について」の部分並びにNo. 62のすべて
- 4 No. 54のすべて、No. 66のすべて及びNo. 77のすべて

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

平成8年5月14日、異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、大王製紙の公害防止協定に係る審議会（部会を含む。）の会議録の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を平成5年2月12日から平成8年4月26日までに開催された審議会議事録及び本件公文書と特定したうえで、審議会議事録については公開、本件公文書については条例第6条第1項第4号の規定により非公開とし、平成8年6月11日付けでその旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成8年8月8日、上記非公開決定処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙2記載のとおり

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙3記載のとおり

第5 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容等

(1) 審議会及び部会の性格

審議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する知事の附属機関として、旧公害対策基本法（昭和42年法律第132号）第29条第1項（平成6年8月1日からは環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項）の規定により設置されているものである。

また、部会は、平成4年3月18日、秋田県知事から「大王製紙株式会社秋田工場の公害対策について」諮問（秋田県公害対策審議会の廃止及び秋田県環境審議会の設置により平成6年8月3日再諮問）された審議会の付託により、専門的、技術的事項を審議するため設置された審議会の内部機関である。

(2) 本件公文書の内容

本件公文書は、平成5年2月12日から平成8年4月26日までの間、6回にわたって開催された部会の会議録（当該部会に提出された資料等を含む。）であり、その主な内容は次のとおりである。

① 平成5年2月12日開催の部会の会議録

- ・ 事務局からの大王製紙（株）秋田工場の事業計画変更の経緯の報告及びこれについての質疑応答等
- ・ 今後の部会の進め方及び排出諸元等に係る意見交換等

② 平成5年5月26日開催の部会の会議録

- ・ 環境アセスメントの結果の説明及びパルプ・紙製造工程についての専門委員の講演並びにこれらについての質疑応答等

③ 平成5年8月5日開催の部会の会議録

- ・ 大王製紙（株）秋田工場の事業計画及び公害対策の概要についての説明及びこれについての質疑応答等
- ・ 水処理からみた紙パルプ工業についての専門委員の講演及びこれについての質疑応答等

④ 平成5年9月10日開催の部会の会議録

- ・ 水産分野からみた環境保全についての専門委員の講演及び大王製紙（株）秋田工場の排出諸元についての説明並びにこれらについての質疑応答等

⑤ 平成5年11月25日開催の部会の会議録

- ・ 秋田県議会福祉環境委員会主催のダイオキシンについての講演についての意見交換等
- ・ 大王製紙（株）秋田工場の排出諸元についての説明及びこれについての質疑応答等

⑥ 平成8年4月26日開催の部会の会議録

- ・ 排水中のCODや色度、放流方法など排出諸元についての意見交換等
- ・ 大王製紙（株）による事業計画変更に伴う生産工程等の説明及びこれについての質疑応答等
- ・ 大王製紙（株）に対する公害防止対策についての質疑応答等

2 部会の会議録と資料等との区分について

本件公文書は、部会の会議録の部分と当該部会に提出された資料等から構成されているが、実施機関は、本件非公開決定に当たり、会議録に添付されている会議次第、専門委員の経歴、挨拶、勉強会講演録及び部会に提出された資料（以下「資料等」という。）は会議録に付随するものとして、包括的に条例第6条第1項第4号に該当するとして非公開としたことが認められる。

しかし、委員等の発言内容が具体的に記載されている会議録と委員等の発言の素材等である「資料等」とではおのずから性格が異なり、後者は前者から相当程度独立性が認められることから、以下本件公文書を「部会の会議録」と「資料等」とに分けて検討することとする。

3 部会の会議録について

実施機関は、部会の会議録を含む本件公文書が条例第6条第1項第4号（一）のうち「公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの」及び「公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」に該当すると主張しているため、以下部会の会議録がこれらに該当するか否かを検討する。

(1) 「公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの」への該当性について

本件部会の審議は、審議会の内部機関として審議会の意思決定のための判断材料を提供するものであって、審議会としての最終的な結論を導き出すための内部手続きとして行われているものであり、一連の会議録を見ていくと審議過程で排出諸元が動いているほか、行きつ戻りつしながら議論を進めていることがうかがえる。

こうした審議会としての最終意思決定前の未成熟な情報を公開することは、県民に予断や誤解を与えかねず無用の混乱を招くおそれがなかったとは言い切れない。

また、その結果、発言者が誤解に基づいた非難や中傷にさらされるおそれがあったことも否定できない。

したがって、少なくとも審議会としての最終意思決定に至っていない本件非公開決定時においては、本件部会の会議録を公開すれば、委員の自由、率直な意見交換が損なわれ、結果として審議会における適切な結論への到達が妨げられるおそれがあったものと認められるから、「公開することにより、当該事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの」に該当する。

(2) 「公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」への該当性について

本件部会については、平成5年2月12日開催の部会において、以後の部会を非公開とすることを議決したこと及び公害対策審議会運営規程（平成5年2月24日制定）第7条（環境審議会設置後は環境審議会運営規程（平成6年12月20日制定）第7条）で原則として非公開とする旨明文化されていることが認められる。

その趣旨は、上記(1)で述べたとおり、発言者が誤解に基づいた非難や中傷にさらされることを避け、自由、率直な意見の表明を保障することにあるものと解される。

この趣旨からすれば、会議自体はもとより、会議の結果が記録された会議録についても、外部に公開されるべきでないという審議会の意思があったものと認められ、部会の委員はもとより部会に出席した専門委員及び大王製紙（株）からの説明者にあってもそのように理解していたものと推察される。

したがって、こうした前提で行われた部会における意見交換等の内容が記録された会議録を、少なくとも審議会としての最終意思決定に至らない段階で公開することは、委員等との信頼関係を損なうものであり、本号の「公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」に該当する。

以上の理由から、部会の会議録は本号に該当すると判断した。

4 資料等について

(1) 条例第6条第1項第4号該当性について

実施機関は、資料等についても条例第6条第1項第4号（一）のうち「公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの」及び「公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」に該当すると主張しているので、以下これらに該当するか否かを中心に検討する。

資料等のうち、別紙1の摘要欄に◎が付されたものについては、公開の場での挨拶を始め、県議会等に提出されたり、市販されている書籍等から引用して作成されたものなど、既に資料等そのもの若しくはそれに記載されている情報が公表されているもの又は公表されているものと同等とみなすことができるもの（以下「公表資料等」という。）と認められる。とすれば、これらを公開したとしても、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生じたり、委員はもとより資料提供者等の関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあったものとは認められないことは明白である。

次に、公表資料等とは認められない資料等が存在するので、個別に検討していくことにする。

① 別紙1のNo.7のすべてについて

当該文書は、実施機関が大王製紙（株）秋田工場の進出に関する地元団体等からの要望を一覧表にしたものであり、要望等の内容、要望団体等名、要望年月日等が記載されている。

しかし、大王製紙（株）秋田工場の進出に関して、様々な意見等が出されていたことは周知の事実であり、これが公開されたとしても、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生じたり、委員はもとより要望団体等の関係当事者間の信頼関係が損なわれたりするおそれがあったものとは認められない。

なお、実施機関は主張していないが、当該文書には、要望等を行った個人の職・氏名が見受けられることから、これが条例第6条第1項第1号の個人に関する情報に該当するか否かについては後述する。

② 別紙1のNo.31のすべて、No.33及びNo.43のうち「9.原料・燃料の入荷量」から「11.原燃料他購入金額」までの部分、No.35のすべて、No.45のすべて、No.49のうち「臭気対策について」の部分並びにNo.62のすべてについて

当該文書は、実施機関の要請に基づき、公にしないことを条件として若しくは

非公開の部会に提出することを前提として任意に大王製紙（株）から提供されたもの又はそれに基づいて実施機関等が作成したものであったことが認められる。

したがって、これらを公開すれば、それ以降における情報収集や相手方の理解、協力等を得ることが困難になる等のおそれがあったものということができるから、「公開することにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」に該当する。

③ 別紙1のNo. 54のすべて、No. 66のすべて及びNo. 77のすべてについて

当該文書は、実施機関が大王製紙（株）秋田工場の排出諸元について、特定の時期までの交渉状況を取りまとめたものであり、実施機関が大王製紙（株）と協議、交渉途中の数値が記載されている。

これらの数値は、部会及び審議会での審議の過程で変動し得る未成熟な情報であり、こうした意思決定前の未成熟な情報を公開することは、県民に予断や誤解を与えるおそれがあったものと認められる。

したがって、「公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれのあるもの」に該当する。

(2) 条例第6条第1項第1号該当性について

別紙1のNo. 7の「地元団体等からの要望項目一覧」には、「要望等を行った個人の職・氏名」が記載されているが、当該「要望等を行った個人の職・氏名」は、明らかに個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものに該当する。

また、本号ただし書のいずれにも該当するとは認め難い。

したがって、「要望等を行った個人の職・氏名」は本号に該当する。

付 記

本審査会の判断は本件非公開決定がなされた時点を基準に行ったものである。

現段階では、「大王製紙株式会社秋田工場の公害対策について」に対する秋田県環境審議会の答申が既に出されていること、非公開決定時から相当の期間が経過していること、更に、審議会の答申後においても「当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれ」や「関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれ」があるかについては俄に判断し難い状況にあることから、実施機関においては、これらのことを十分配慮し、異議申立てに対する決定に当たっては、できるだけ公開請求の趣旨が満たされるよう努められることを本審査会の要望として付記する。

第6 審査の処理経過

別紙4記載のとおり

本 件 公 文 書

No	公 文 書 名	摘 要
平成5年2月12日開催の部会		
1	会議次第	◎
2	会議録	
3	生活環境部長挨拶	◎
4	部会長挨拶	◎
(資料)		
5	資料1 事業計画変更の経緯について	◎
6	資料2 大王製紙に関する住民説明会について	◎
7	資料3 地元団体等からの要望項目一覧	
8	資料4 公害防止協定締結までのスケジュール	◎
9	資料5 部会の審議方法・内容について	◎
10	資料6 専門委員の任命について	◎
11	環境アセスメントにおける諸元一覧	◎
(大王製紙関連説明資料)		
12	資料1 ダイオキシン対策について	◎
13	資料2 住民合意の形成について(公害不安の解消について)	◎
14	資料3 紙パルプ製造工場に係るダイオキシン類対策の推進について (環境庁企画調整局長等協力要請)	◎
15	資料4 「紙パルプ製造工場に係るダイオキシン緊急調査」結果について (環境庁企画調整局環境研究技術課)	◎
16	資料5 大王製紙(株)の誘致における公害防止の経緯について	◎
17	資料6 大王製紙株式会社秋田進出に係る覚書	◎
18	資料7 大王製紙株式会社秋田工場建設に関する基本協定書	◎
19	資料8 公害対策に関する確認書	◎
20	資料9 大王製紙株式会社秋田工場の公害対策について(諮問(写))	◎
21	(参考資料) 大王製紙(株)の誘致について	◎
22	(参考資料) 環境アセスメントの内容と公害防止協定の締結に当たっての県の基本的 な考え方等について	◎
23	資料10 公害防止協定・工場建設スケジュール	◎
平成5年5月26日開催の部会		
24	会議次第	◎
25	大江専門委員の経歴	◎
26	生活環境部長挨拶	◎
27	部会長挨拶	◎
28	会議録	
29	パルプ・製紙のあらまし(大江専門委員の講演用OHP資料)	◎
(資料)		
30	資料1 地域環境の状況と環境アセスメントの結果について	◎

No	公文書名	摘要
31	資料2 パルプ・紙製造工程について（大江専門委員説明資料） （資料3 大王製紙（株）秋田工場の事業計画等について）	
32	資料3-1 大王製紙（株）事業計画の概要（変更・当初）	◎
33	資料3-2 秋田港工業用地における事業計画（大王製紙（株））	一部◎
34	資料3-3 大王製紙秋田工場操業計画 （資料4 大王製紙（株）秋田工場における公害対策の概要等について）	◎
35	資料4-1 秋田工場における公害対策の概要について	
36	資料4-2 大王製紙秋田工場諸元一覧	◎
37	資料4-3 製紙工場に係る公害防止協定値（水質・大気）	◎
38	大気・水質予測手法資料	◎
平成5年8月5日開催		
39	会議次第	◎
40	会議録	
41	生活環境部長挨拶 （資料）	◎
資料1 大王製紙（株）秋田工場の事業計画等について		
42	資料1-1 大王製紙（株）事業計画の概要（変更・当初）	◎
43	資料1-2 秋田港工業用地における事業計画（大王製紙（株））	一部◎
44	資料1-3 大王製紙秋田工場操業計画 （資料2 大王製紙（株）秋田工場における公害対策の概要等について）	◎
45	資料2-1 秋田工場における公害対策の概要について	
46	資料2-2 大王製紙秋田工場諸元一覧	◎
47	資料2-3 製紙工場に係る公害防止協定値（大気・水質）	◎
48	資料3 水処理からみた紙パルプ工業（吉村専門委員説明資料）及び資料集	◎
49	臭気対策関連資料	一部◎
平成5年9月10日開催		
50	会議次第	◎
51	小金澤専門委員の履歴	◎
52	会議録	
53	部会長挨拶	◎
54	大王製紙（株）秋田工場の排出諸元について	
平成5年11月25日開催		
55	会議次第	◎
56	会議録 （ダイオキシン勉強会講演（平成5年9月28日、森田昌敏氏））	
57	講演内容 （森田氏説明資料）	◎
58	資料1 ダイオキシンの科学と毒性（「紙パ技協誌」第45巻第8号）	◎
59	資料2 ダイオキシン汚染の現状と胎児・母乳への影響（「周産期医学」vol. 22）	◎
60	資料3 紙・パルプ産業におけるダイオキシン問題の現状と将来の展望 （「紙パ技協誌」第45巻第4号）	◎

No	公 文 書 名	摘 要
61	資料4 紙パルプ工場排水中のA O X濃度（山本貴士氏）	◎
	(資料)	
62	資料1-1 秋田工場におけるダイオキシン対策	
63	資料1-2 「紙パルプ製造工場に係るダイオキシン類対策の推進について」 (環境庁企画調整局長等協力要請)	◎
64	資料1-3 「廃棄物処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドラインの設定について」(厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課)	◎
65	資料1-4 「ダイオキシン対策指針」(日本製紙連合会)	◎
66	資料2-1 大王製紙(株)秋田工場の排出諸元について	
67	資料2-2 環境アセスメントの内容と公害防止協定の締結に当たっての県の基本的な考え方等について	◎
	平成8年4月26日開催	
68	会議次第	◎
69	生活環境部長挨拶	◎
70	部会長挨拶	◎
71	会議録	
	(資料)	
72	資料1 秋田県環境審議会大王部会委員名簿	◎
73	資料2 大王製紙株式会社秋田工場の公害対策について(諮問(写))	◎
74	(参考資料)大王製紙(株)の誘致について	◎
75	(参考資料)環境アセスメントの内容と公害防止協定の締結に当たっての県の基本的な考え方等について	◎
76	(参考資料)大王製紙(株)秋田工場の公害対策に係る公害対策審議会部会の審議経過等について(部会長とりまとめ)	◎
77	資料3 大王製紙(株)秋田工場の排出諸元について	
	(資料4)	
78	用語解説	◎
79	大王製紙(株)秋田工場の事業計画変更申し出について(商工労働部)	◎
80	変更事業計画について(環境保全課)	◎
81	大王製紙(株)事業計画の新旧対照表(工業振興課)	◎
82	資料5 事業計画変更の背景について(大王製紙株式会社)	◎
	(資料6 議会陳情資料)	
83	「秋田湾海域の完全な公害防止対策について」陳情書(天王町等)及び請願・陳情審査資料	◎
84	大王製紙(株)誘致に関する公害防止対策についての陳情書(飯島地区大王製紙対策委員会)及び請願・陳情審査資料	◎

異議申立ての趣旨及び理由

1 部会の審議の非公開について

部会の審議を部会で議決したことに基づく部会の会議録の非公開については、公文書公開条例上非公開事由として規定されていない。

2 部会の会議録非公開の実質的検討について

環境保全課は、部会の会議録の非公開は、実質的な検討を経た結果非公開としたと述べているが、以下のとおり説得力を欠く。

(1) 「部会としての意思形成過程、ひいては審議会の意思形成過程のひとつに過ぎない情報であり、未成熟かつ不確定な情報である」との主張について

- ① いかなる情報が未成熟かつ不確定な情報なのか、個別の部会審議内容からはいかがえない。むしろ、重大な意思形成過程であればあるほど、その意思形成過程の情報が公開される必要が高いはずである。
- ② 既に、部会及び審議会の結論が、答申という形で行政意思が明らかにされている以上、その形成過程の情報を明らかにしない理由はなく、「公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれがある」という事情を何ら具体的に明らかにしていない。

(2) 「部会の審議は、排出諸元の具体的数値等について提示するための非常に微妙な、専門的かつ技術的なものであり、中立性、公平性等が求められることから、委員の自由かつ達な意見交換が不可欠である」との主張について

- ① 「専門的かつ技術的な検討」は、部会委員だけができることではない。
- ② 「中立性、公平性等」は、県民にもある。
- ③ 「委員の自由かつ達な意見交換が不可欠である」との意見は、県民の批判を受けられない形での意見交換を保障しているに過ぎず、批判を受けられない発言はあり得ない。

(3) 「この時期に会議録が公開されると、個々の委員の発言等が故なき悪意をもって評価されかねず、これは委員の名誉にも関わる」との主張について

- ① 批判や評価はあっても、それが悪意によるとは言えない。

以上

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

1 部会の審議の非公開について

公害対策審議会（現環境審議会）運営規程第7条により、原則として非公開とする旨明文化されており、平成5年2月12日開催の部会において、以後の部会を非公開とすることを議決しており、その趣旨は次のとおりである。

部会の性質上、審議途中で揺れ動くことが予想される排出諸元の数値や、工場の公害防止対策への意見などがその都度公表され、予断・誤解を招くことを避け、各委員の発言が非難を受けたり、個人攻撃の対象にされるなどして、自由率直な審議ができなくなるおそれを避けることにあり、個々の委員の発言は公表しないことを保障したものである。

なお、非公開議決が直ちに会議録の非公開に帰着するものではないが、部会委員としては、会議の非公開は発言も公表されないものと期待するのが通常である。

これを公開することは、県と委員との間の信頼関係が失墜し、今後同種の部会が設置された場合、十分な協力が得られなくなるおそれがある。

2 部会の会議録の非公開について

条例第6条第1項第4号（一）の該当性

(1) 会議録は、部会の審議を忠実に記録したものであり、以下の理由により「公開することにより、当該又は同種の事務事業に係る意思決定に支障が生ずるおそれがあるもの」に該当する。

- ① 部会の審議は、一回の部会ごとに一つの結論を出していくものではなく、部会としての最終的な結論を出すための一連の手続きとして行われているものとしてとらえるべきである。
- ② 部会の審議は、試行錯誤をしながら議論を積み重ねていくものであり、それぞれの部会の審議内容は、最終的な部会としての意思形成過程の未成熟かつ不確かな情報である。
- ③ 部会の審議は、排出諸元の具体的数値等について提示するための非常に微妙な、専門的かつ技術的なものであり、中立性、公平性等が求められることから、委員の自由かつ達な意見交換が不可欠である。

(2) 以下の理由により、「公開することにより関係当事者間の信頼関係が損なわれるおそれがあるもの」に該当する。

- ① この時期に会議録が公開されると、個々の委員の発言等が故なき悪意をもって評価されかねず、これは委員の名誉にも関わる。
- ② 部会での各委員の発言は、公開されないことを前提とした自由な発言であり、これを公開すると、県と委員間の信頼関係が失墜し、今後同種の部会が設置された場合、十分な協力が得られなくなるおそれがある。
- ③ 発言が報道されたり、圧力がかかることをおそれ、発言を差し控えるおそれがある。
- ④ 公害防止の比較検討のため、大王製紙のみならず同業他社からノウハウの資料が提出されているが、これは県の依頼に基づいて任意に提供されたものである。こうしたデータは企業秘密に属し、出さないのが原則であり、これを公開することは、データを提供した企業との信頼関係を損ねることになる。

(3) 対象公文書をすべて非公開とした理由

- ① 会議録の非公開は、審議会運営規程をもって機械的に非公開としたものではなく、公文書公開条例により判断したものである。
- ② 委員の発言の一言一句、説明資料の全てのページが非公開事由に該当するものではないが、非公開にすべき部分とそれ以外を分離することは困難であり、仮に分離したとしても枝葉末節の部分や、既に公表されている資料や講演の付属資料といった、審議の実質とは直接関係のない部分が残るのみであり意味をなさない。
- ③ 部会審議の進め方は、試行錯誤をしながら、議論を積み重ねて、最終的にはじめてトータルな部会としての結論が得られるものであり、それぞれの部会の審議内容は、意思形成過程に過ぎず、未成熟かつ不確定な情報であり、これを公開すれば、「数字が一人歩きしてしまう」おそれがある。

以 上

別紙4

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 8年 8月26日	・ 諮問
平成 9年 3月31日	・ 実施機関（環境保全課）から非公開理由説明書の受理
平成 9年 9月 5日	・ 異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理
平成 9年11月12日 （第49回審査会）	・ 異議申立人から意見の聴取 ・ 実施機関から非公開理由の聴取
平成 9年11月25日 （第51回審査会）	・ 審議
平成 9年12月18日 （第52回審査会）	・ 審議
平成10年 1月14日 （第54回審査会）	・ 審議
平成10年 1月22日 （第55回審査会）	・ 審議
平成10年 2月 5日 （第57回審査会）	・ 審議

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長 (本件審議は欠席)	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	小 賀 野 晶 一	秋田大学教育学部教授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会長代理	藤 川 浄 之	秋田魁新報社専務取締役
	古 田 重 明	秋田経済法科大学法学部教授

(平成10年2月26日現在)